

予定価格	16,650,000	(消費税抜き)
調査基準価格	13,360,000	(消費税抜き)

入札調書(総合評価落札方式(簡易型))

1. 件名

徳島小松島港みずき代替船係留施設設計業務
2. 所属事務所

小松島港湾・空港整備事務所
3. 入札日時

令和6年5月30日 11:00

執行員 官職 氏名

国土交通事務官
丸尾 俊文

立会員 官職 氏名

国土交通技官
上岡 和也

業 者 名		技術評価点の内訳			履行確実性度 (④)	技術評価の 得点合計(A) (①+②)+③× ④	技術評価点 合計(B) (A)／110 × 60	第1回			第2回			備考
		配置予定技術者の 資格及び実績等 (①)	賃上げの実施を表 明した企業等 (②)	実施方針等 (③)				入札価格	価格評価点 (C)	評価値 (B) + (C)	入札価格	価格評価点 (D)	評価値 (B) + (D)	
	評価のウェイト	50	10	50	1.0	110	60	—	60	120				
株式会社エイト日本技術開発		35	10	50	1.0	95.00	51.8181	13,400,000	11.7117	63.5298				
日本工営株式会社		36	10	50	1.0	96.00	52.3636	13,360,000	11.8558	64.2194				
株式会社ボルテック		38	10	27	1.0	75.00	40.9090	16,500,000	0.5405	41.4495				
中央コンサルタンツ株式会社		41	10	50	1.0	101.00	55.0909	13,360,000	11.8558	66.9467				落札
株式会社ニュージェック		40	10	46	1.0	96.00	52.3636	13,360,000	11.8558	64.2194				

※価格評価点＝価格評価点の配分点×(1－入札価格／予定価格)
(小数点第4位(第5位切り捨て))

※入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書

- 1 業務名

徳島小松島港みずき代替船係留施設設計業務
- 2 所属事務所

小松島港湾・空港整備事務所
- 3 公示日

令和6年4月12日
- 4 指名通知日

令和6年4月26日

参加表明書提出者	指名の有無	指名されなかった理由
(株)エイト日本技術開発	○	
日本工営(株)	○	
(株)ポルテック	○	
中央コンサルタンツ(株)	○	
(株)ニュージェック	○	

【令和6年度 公募型・簡易公募型総合評価落札方式業者選定資料】

件名	徳島小松島港みずき代替船係留施設設計業務			ランク：建設コンサルタント等 A等級	技術者の資格：・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門) ・博士(業務に該当する分野) ・APECエンジニア(業務に該当する分野) ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ・海洋・港湾構造物設計士 ・RCCM(港湾及び空港部門)又は同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)。 但し、港湾関係の実務経験が3年以上ある者 ・発注者が上記と同等であると認めた者
	業務概要・数量	本業務は、小松島港湾・空港整備事務所が管理する海面清掃業油回収船「みずき」代替船及び港湾業務艇「ひのみね」の係留する係留施設(浮桟橋)について、過年度成果の構造諸元に基づき、施設の設計を行うものである。 ・設計計画 1式 ・資料収集・整理 1式 ・基本設計 1式 ・安定性の照査 1式 ・構造諸元の決定 1式 ・実施設計 1式 ・協議・報告 1式 ・照査 1式 ・成果物 1式			
				契約形態：簡易公募型競争入札(総合評価落札方式(簡易型))	
				企業の同種業務実績：海域における浮桟橋の基本設計を実施した業務 企業の類似業務実績：岸壁又は防波堤の基本設計を実施した業務	
				技術者の同種業務実績：海域における浮桟橋の基本設計を実施した業務 技術者の類似業務実績：岸壁又は防波堤の基本設計を実施した業務	
		業務区分	業務の等級	発注形態	
		建設コンサルタント等	A		
技術提案書のヒアリング実施日	入札予定日	履行期間	単体		
—	令和6年5月30日	令和6年10月31日			

No.	業 者 名	予 算 決 算 及 び 会 計 令 第 7 0 条 及 び 第 7 1 条 の 規 定 に 該 当 し て い る 者	技 術 者 の 資 格																												技 術 者 の 同 種 ・ 類 似 業 務 の 実 績 〔全国対象〕 〔平成26年度以降〕				技 術 者 の 業 務 成 績 〔管理技術者（担当技術者として 従事した成績評定点しかない場合は、 担当技術者）として従事した地 方整備局、沖縄総合事務局及び 国土技術政策総合研究所発注業 務（港湾空港関係に限る）〕〔過去 4年度間〕				技 術 者 の 業 務 表 彰 〔四国地方整備局等対象〕 〔令和2年度以降〕 又は〔令和5年度以降〕				制 業 の 務 実 当 施 性 体	総 合 評 価																																																																																
			技術者の資格																												業務の実績なし、又は、当該業務成績が60点未満である場合				平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上				平均60点未満又は実績がない					左記以外				主たる部分を再委託している、または、業務の分担構成が不明確又は不自然な場合	得 点 合 計	順 位	選 定 の 有 無	非 選 定 の 理 由																																																																								
			J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり		同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない						平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり	平均80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上	平均60点未満又は実績がない	平均60点以上65点未満又は実績がない	平均65点以上80点未満（1点ごとに評価点を設定）	J V 申 請 の 場 合	左 記 以 外	右 記 ＊ 1 ） ＊ 2 ） に 加 え 当 該 業 務 に 特 化 し た 資 格 を 有 し て い る	技 術 士 （ 総 合 技 術 監 理 部 門 （ 建 設 ） 又 は 建 設 部 門 ） ＊ 1 ） 海 洋 ・ 港 湾 構 造 物 設 計 士 ＊ 2 ）	R C C M （ 港 湾 及 び 空 港 部 門 ） 又 は 同 等 の 能 力 を 有 す る 者 （ 技 術 士 部 門 と 同 様 の 部 門 に 限 る 。 ） 但 し 、 港 湾 関 係 の 実 務 経 験 が 3 年 以 上 あ る 者	あると認められた者	土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者、発注者が上記土木技術者で、	資格なし	同種業務の従事経験あり	類似業務の従事経験あり	同種業務の従事経験あり